

定額法、定率法による減価償却限度額の計算

1、1993年3月31日以前取得

(1) 旧定額法

(取得価額－法定残存価額)×旧定額法の償却率＝償却限度額

※ 法定残存価額＝取得価額×10%

取得価額の5%に達するまで償却ができる。

(2) 旧定率法

(取得価額－償却済額)×旧定率法の償却率＝償却限度額

※ 取得価額の5%に達するまで償却ができる。

(3) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産についての特例

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産で、前事業年度までにした償却額の累積額が取得価額の95%相当額に達しているものについては、その達した事業年度の翌事業年度の各事業年度の償却限度額は、次の算式による。

(取得価額－取得価額の95%－1円)×その事業年度の月数/60＝償却限度額

2、1994年4月1日以後取得

(1) 定額法

取得価額×定額法の償却率＝償却限度額

(2) 定率法

① 調整前償却額≥償却保証額の場合

(取得価額－償却済額)×定率法の償却率＝償却限度額

・調整前償却額＝上記の算式で計算した金額

・償却保証額＝取得価額×保証率

② 調整前償却額<償却保証額の場合

改定取得価額×改定償却率＝償却限度額

・改定取得価額＝各事業年度の調整前償却額が償却保証額に初めて満たなくなる事業年度の期首帳簿価額

※定額法の償却率、定率法の償却率、保証率及び改定償却率は、耐用年数省令別表十に規定されている。

3、事業年度が1年に満たない場合の償却率

| 償却方法 | 償 却 率 |
|------|--|
| 旧定額法 | 旧定額法の償却率×その事業年度の月数/12 |
| 旧定率法 | その資産の耐用年数×12/その事業年度の月数＝X・・・対応する定率法の償却率 |
| 定額法 | 定額法の償却率×その事業年度の月数/12 |
| 定率法 | 定率法の償却率×その事業年度の月数/12 |

4、事業年度の中で事業の用に供した場合の償却限度額

事業年度の中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額は次の算式による。

$A \times C / B = \text{償却限度額}$

A＝その減価償却資産に採用している償却方法によって計算した償却限度額

B＝その事業年度の月数

C＝事業の用に供した日から期末までの月数

※ 月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

法人税法31条 (減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)

内国法人の各事業年度終了の時に於いて有する減価償却資産につきその償却費として第二十二

条第三項（各事業年度の損金の額に算入する金額）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その内国法人が当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額（以下この条において「損金経理額」という。）のうち、その取得をした日及びその種類の区分に応じ政令めるところにより計算した金額（次項において「償却限度額」という。）に達するまでの金額とする。

- 2 内国法人が、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（第四項までにおいて「適格分社型分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に減価償却資産を移転する場合において、当該減価償却資産について損金経理額に相当する金額を費用の額としたときは、当該費用の額とした金額（次項及び第四項において「期中損金経理額」という。）のうち、当該減価償却資産につき当該適格分社型分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される償却限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分社型分割等の日の属する事業年度（第四項において「分割等事業年度」という。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 3 前項の規定は、同項の内国法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中損金経理額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。
- 4 損金経理額には、第一項の減価償却資産につき同項の内国法人が償却費として損金経理をした事業年度（以下この項において「償却事業年度」という。）前の各事業年度における当該減価償却資産に係る損金経理額（当該減価償却資産が適格合併又は適格分割型分割（以下この項において「適格合併等」という。）により被合併法人又は分割法人（以下この項において「被合併法人等」という。）から移転を受けたものである場合にあっては当該被合併法人等の当該適格合併等の日の前日の属する事業年度以前の各事業年度の損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額を、当該減価償却資産が適格分社型分割等により分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「分割法人等」という。）から移転を受けたものである場合にあっては当該分割法人等の分割等事業年度の期中損金経理額として帳簿に記載した金額及び分割等事業年度前の各事業年度の損金経理額のうち分割等事業年度以前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額を含む。以下この項において同じ。）のうち当該償却事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額を含むものとし、期中損金経理額には、第二項の内国法人の分割等事業年度前の各事業年度における同項の減価償却資産に係る損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額を含むものとする。
- 5 前項の場合において、内国法人の有する減価償却資産（適格合併により被合併法人から移転を受けた減価償却資産、第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）の規定の適用を受けた同項に規定する時価評価資産に該当する減価償却資産その他の政令で定める減価償却資産に限る。）につきその価額として帳簿に記載されていた金額として政令で定める金額が当該移転の直前に当該被合併法人の帳簿に記載されていた金額、同条第一項の規定の適用を受けた直後の帳簿価額その他の政令で定める金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、政令で定める事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなす。
- 6 第一項の選定をすることができる償却の方法の特例、償却の方法の選定の手続、償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額その他減価償却資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める。

法人税法施行令第四十八条 （減価償却資産の償却の方法）

平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産（第六号に掲げる減価償却資産にあつては、当該減価償却資産についての同号に規定する改正前リース取引に係る契約が平成二十年三月三十一日までに締結されたもの）の償却限度額（法第三十一条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定による減価償却資産の償却費として損金の額に算入する金額の限度額をいう。以下この目から第七目までにおいて同じ。）の計算上選定をすることができる同項に規定する資産の種類に応じた政令で定める償却の方法は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該

各号に定める方法とする。

一 建物（第三号に掲げるものを除く。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法

イ 平成十年三月三十一日以前に取得をされた建物 次に掲げる方法

(1) 旧定額法（当該減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額にその償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目（減価償却資産の償却限度額等）において同じ。）

(2) 旧定率法（当該減価償却資産の取得価額（既にした償却の額で各事業年度の所得の金額又は各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）にその償却費が毎年一定の割合で逡減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目において同じ。）

ロ イに掲げる建物以外の建物 旧定額法

二 第十三条第一号（減価償却資産の範囲）に掲げる建物の附属設備及び同条第二号から第七号までに掲げる減価償却資産（次号及び第六号に掲げるものを除く。） 次に掲げる方法

イ 旧定額法

ロ 旧定率法

三 鉱業用減価償却資産（第五号及び第六号に掲げるものを除く。） 次に掲げる方法

イ 旧定額法

ロ 旧定率法

ハ 旧生産高比例法（当該鉱業用減価償却資産の取得価額からその残存価額を控除した金額を当該資産の耐用年数（当該資産の属する鉱区の採掘予定年数がその耐用年数より短い場合には、当該鉱区の採掘予定年数）の期間内における当該資産の属する鉱区の採掘予定数量で除して計算した一定単位当たりの金額に各事業年度における当該鉱区の採掘数量を乗じて計算した金額を当該事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。以下この目及び第七目において同じ。）

四 第十三条第八号に掲げる無形固定資産（次号に掲げる鉱業権を除く。）及び同条第九号に掲げる生物 旧定額法

五 第十三条第八号イに掲げる鉱業権 次に掲げる方法

イ 旧定額法

ロ 旧生産高比例法

六 国外リース資産（法人税法施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第八十三号）による改正前の法人税法施行令第百三十六条の三第一項（リース取引に係る所得の計算）に規定するリース取引（同項又は同条第二項の規定により資産の賃貸借取引以外の取引とされるものを除く。以下この号において「改正前リース取引」という。）の目的とされている減価償却資産で所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号（定義）に規定する非居住者又は外国法人に対して賃貸されているもの（これらの者の専ら国内において行う事業の用に供されるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。） 旧国外リース期間定額法（改正前リース取引に係る国外リース資産の取得価額から見積残存価額を控除した残額を当該改正前リース取引に係る契約において定められている当該国外リース資産の賃貸借の期間の月数で除して計算した金額に当該事業年度における当該国外リース資産の賃貸借の期間の月数を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいう。第七目において同じ。）

2 前項第一号から第三号までに掲げる減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、当該評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度）における当該資産に係る同項第一号イ（2）に規定する損金の額に算入された金額には、当該帳簿価額が減額された金額（当該評価換え等が法第三十三条第二項（資産の評価損の損金不算入等）の規定の適用を受ける評価換えである場合には、同項 に規定する差額に達するまでの金額）を含むものとする。

- 3 第一項第三号に掲げる鉱業用減価償却資産又は同項第五号に掲げる鉱業権につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、当該評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度）におけるこれらの資産に係る同項第三号ハに規定する一定単位当たりの金額は、これらの資産の当該評価換え等の直後の帳簿価額からその残存価額を控除し、これを残存採掘予定数量（同号ハに規定する採掘予定数量から同号ハに規定する耐用年数の期間内で当該評価換え等が行われた事業年度終了の日以前の期間（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度開始の日前の期間）内における採掘数量を控除した数量をいう。）で除して計算した金額とする。
- 4 国外リース資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、当該評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度）における当該国外リース資産に係る第一項第六号に規定する除して計算した金額は、当該国外リース資産の当該評価換え等の直後の帳簿価額から見積残存価額を控除し、これを当該国外リース資産の賃貸借の期間のうち当該評価換え等が行われた事業年度終了の日後の期間（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度開始の日（当該事業年度が当該国外リース資産を賃貸の用に供した日の属する事業年度である場合には、同日）以後の期間）の月数で除して計算した金額とする。
- 5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 鉱業用減価償却資産 鉱業経営上直接必要な減価償却資産で鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいう。
 - 二 見積残存価額 国外リース資産をその賃貸借の終了の時に譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額をいう。
 - 三 評価換え等 次に掲げるものをいう。
 - イ 法第二十五条第二項（資産の評価益の益金不算入等）に規定する評価換え及び法第三十三条第二項の規定の適用を受ける評価換え
 - ロ 民事再生等評価換え（法第二十五条第三項 又は第三十三条第三項 に規定する事実が生じた日の属する事業年度又は連結事業年度において、法第二十五条第三項 に規定する資産の同項 に規定する評価益の額として政令で定める金額又は法第三十三条第三項 に規定する資産の同項 に規定する評価損の額として政令で定める金額をこれらの規定又は法第八十一条の三第一項（法第二十五条第三項 又は第三十三条第三項 に規定する資産の同項 に規定する評価損の額として政令で定める金額をこれらの規定又は法第八十一条の三第一項（法第二十五条第三項 又は第三十三条第三項 に係る部分に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定により当該事業年度の所得の金額又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入することをいう。）
 - ハ 連結時価評価（法第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する連結開始直前事業年度又は法第六十一条の十二第一項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する連結加入直前事業年度において、法第六十一条の十一第一項 に規定する時価評価資産の同項 に規定する評価益又は評価損をこれらの規定又は法第八十一条の三第一項（法第六十一条の十一第一項 又は第六十一条の十二第一項に係る部分に限る。）の規定により当該連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度の所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入することをいう。）
 - ニ 非適格株式交換等時価評価（法第六十二条の九第一項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）に規定する非適格株式交換等の日の属する事業年度又は連結事業年度において同項 に規定する時価評価資産の同項 に規定する評価益又は評価損を同項 又は法第八十一条の三第一項（法第六十二条の九第一項 に係る部分に限る。）の規定により当該事業年度又は連結事業年度の所得の金額又は連結所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入することをいう。）
 - 四 期中評価換え等 法第二十五条第二項 若しくは第三十三条第二項 に規定する法律の規定に

額された金額（当該評価換え等が法第三十三条第二項（資産の評価損の損金不算入等）の規定の適用を受ける評価換えである場合には、同項に規定する差額に達するまでの金額）を含むものとする。

- 3 第一項第三号又は第五号に掲げる減価償却資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、当該評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度）における当該資産に係る同項第三号ハに規定する一定単位当たりの金額は、当該資産の当該評価換え等の直後の帳簿価額を残存採掘予定数量（同号ハに規定する採掘予定数量から同号ハに規定する耐用年数の期間内で当該評価換え等が行われた事業年度終了の日以前の期間（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度開始の日以前の期間）内における採掘数量を控除した数量をいう。）で除して計算した金額とする。
- 4 リース資産につき評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額され、又は減額された場合には、当該評価換え等が行われた事業年度後の各事業年度（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度以後の各事業年度）における当該リース資産に係る第一項第六号に規定する除して計算した金額は、当該リース資産の当該評価換え等の直後の帳簿価額（当該リース資産の取得価額に残価保証額に相当する金額が含まれている場合には、当該帳簿価額から当該残価保証額を控除した金額）を当該リース資産のリース期間のうち当該評価換え等が行われた事業年度終了の日後の期間（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度開始の日（当該事業年度が当該リース資産を事業の用に供した日の属する事業年度である場合には、同日）以後の期間）の月数で除して計算した金額とする。
- 5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 償却保証額 減価償却資産の取得価額に当該資産の耐用年数に応じた保証率を乗じて計算した金額をいう。
 - 二 改定取得価額 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。
 - イ 減価償却資産の第一項第二号ロに規定する取得価額に同号ロに規定する耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額（以下この号において「調整前償却額」という。）が償却保証額に満たない場合（当該事業年度の前事業年度又は前連結事業年度における調整前償却額が償却保証額以上である場合に限る。） 当該減価償却資産の当該取得価額
 - ロ 連続する二以上の事業年度又は連結事業年度において減価償却資産の調整前償却額がいずれも償却保証額に満たない場合 当該連続する二以上の事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度における第一項第二号ロに規定する取得価額（当該連続する二以上の事業年度又は連結事業年度のうちいずれかの事業年度又は連結事業年度において評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、当該評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度後の各事業年度又は各連結事業年度（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度）においては、当該取得価額に当該帳簿価額が増額された金額を加算した金額）
 - 三 鉱業用減価償却資産 前条第五項第一号に規定する鉱業用減価償却資産をいう。
 - 四 リース資産 所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したものとされる減価償却資産をいう。
 - 五 所有権移転外リース取引 法第六十四条の二第三項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定するリース取引（以下この号及び第七号において「リース取引」という。）のうち、次のいずれかに該当するもの（これらに準ずるものを含む。）以外のものをいう。
 - イ リース期間終了の時又はリース期間の中途において、当該リース取引に係る契約において定められている当該リース取引の目的とされている資産（以下この号において「目的資産」という。）が無償又は名目的な対価の額で当該リース取引に係る賃借人に譲渡されるものであること。
 - ロ 当該リース取引に係る賃借人に対し、リース期間終了の時又はリース期間の中途において目

的資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること。

ハ 目的資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、当該目的資産がその使用可能期間中当該リース取引に係る賃借人によつてのみ使用されると見込まれるものであること又は当該目的資産の識別が困難であると認められるものであること。

ニ リース期間が目的資産の第五十六条（減価償却資産の耐用年数、償却率等）に規定する財務省令で定める耐用年数に比して相当短いもの（当該リース取引に係る賃借人の法人税の負担を著しく軽減することになると認められるものに限る。）であること。

六 残価保証額 リース期間終了の時にリース資産の処分価額が所有権移転外リース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合にその満たない部分の金額を当該所有権移転外リース取引に係る賃借人がその賃貸人に支払うこととされている場合における当該保証額をいう。

七 リース期間 リース取引に係る契約において定められているリース資産の賃貸借の期間をいう。

八 評価換え等 前条第五項第三号に規定する評価換え等をいう。

九 期中評価換え等 前条第五項第四号に規定する期中評価換え等をいう。

6 第一項第六号及び第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

償却限度額等

（改定耐用年数が100年を超える場合の旧定率法の償却限度額） 7-4-1

耐用年数省令第4条第2項《旧定額法及び旧定率法の償却率》の規定を適用して計算した改定耐用年数が100年を超える場合の減価償却資産の償却限度額は、当該減価償却資産について定められている耐用年数省令別表の耐用年数に応じ、その帳簿価額に耐用年数省令別表第九に定める旧定率法の償却率を乗じて算出した金額に当該事業年度の月数（事業年度の中で事業の用に供した減価償却資産については、当該事業年度の月数のうち事業の用に供した後の月数）を乗じ、これを12で除して計算した金額による。

（転用資産の償却限度額） 7-4-2

減価償却資産を事業年度の中途において従来使用されていた用途から他の用途に転用した場合において、法人が転用した資産の全部について転用した日の属する事業年度開始の日から転用後の耐用年数により償却限度額を計算したときは、これを認める。

（注） 償却方法として定率法を採用している減価償却資産の転用前の耐用年数よりも転用後の耐用年数が短くなった場合において、転用初年度に、転用後の耐用年数による償却限度額が、転用前の耐用年数による償却限度額に満たないときには、転用前の耐用年数により償却限度額を計算することができることに留意する。

（転用した追加償却資産に係る償却限度額等） 7-4-2の2

令第55条第5項《資本的支出の取得価額の特例》の規定の適用を受けた一の減価償却資産を構成する各追加償却資産のうち従来使用されていた用途から他の用途に転用したものがあつた場合には、当該転用に係る追加償却資産を一の資産として、転用後の耐用年数により償却限度額を計算することに留意する。この場合において、当該追加償却資産の取得価額は、同項の規定の適用を受けた事業年度開始の時にあつた当該追加償却資産の帳簿価額とし、かつ、当該転用した日の属する事業年度開始の時にあつた当該追加償却資産の帳簿価額は、次の場合に応じ、次による。

(1) 償却費の額が個々の追加償却資産に合理的に配賦されている場合 転用した追加償却資産の当該転用した日の属する事業年度開始の時の帳簿価額

(2) 償却費の額が個々の追加償却資産に配賦されていない場合 転用した日の属する事業年度開始の時の当該一の減価償却資産の帳簿価額に当該一の減価償却資産の取得価額のうち当該追加償却資産の同項の規定の適用を受けた事業年度開始の時にあつた帳簿価額の占める割合を乗じて計算した金額

（注） 当該転用が事業年度の中途で行われた場合における当該追加償却資産の償却限度額の計

算については、7-4-2による。

(事業年度が1年に満たない場合の償却限度額の計算の特例) 7-4-2の3

減価償却資産の償却の方法につき定率法を採用している法人の事業年度が1年に満たない場合において、当該事業年度（以下7-4-2の3において「適用年度」という。）開始の時ににおいて有する減価償却資産の償却限度額の計算について、次によっているときは、これを認める。

- (1) 耐用年数が2年である減価償却資産の帳簿価額を当該減価償却資産の取得価額によって計算すること。
- (2) 当該適用年度開始の時ににおける当該減価償却資産（(1)に該当するものを除く。）の帳簿価額について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める価額によって計算すること。
 - イ 当該適用年度が取得日基準期間内に終了する事業年度（取得の日の属する事業年度を除く。）である場合 当該減価償却資産の取得価額
 - ロ 当該適用年度が取得応当日基準期間内に終了する事業年度（応当日の属する事業年度を除く。）である場合 当該応当日の属する事業年度開始の時ににおける当該減価償却資産の帳簿価額

(注) 1 「取得日基準期間」とは、当該減価償却資産の取得の日の属する事業年度開始の日から同日以後1年を経過した日の前日までの期間をいう。

2 「取得応当日基準期間」とは、当該減価償却資産の取得の日に対応する応当日の属する事業年度開始の日から同日以後1年を経過した日の前日までの期間をいう。この場合の「応当日」とは、年における取得の日に対応する他の年における取得の日と同じ位置を占める日をいう。ただし、取得の日が2月29日であり、かつ、その年に対応する日がない場合には、当該応当日は2月28日とする。